安全とあなたの未来を支えます



# News Release

平成２５年１０月２４日
ＮＩＴＥ（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 冬の高齢者の製品事故防止について（注意喚起）

高齢者の事故（※１）は、不注意や誤った使い方による「製品に起因しない事故」が多く、被害の程度も重篤になる傾向があります。また、これから冬に向かって事故件数が増加する傾向があり、事故防止のための注意が必要です。

ＮＩＴＥ（ナイト）に通知された製品事故情報（※２）のうち、高齢者の事故は、平成２０年度から２４年度までの５年間に２，１０８件ありました。（※３）（ただし、過去に注意喚起を行った電動車いすと介護用ベッド等の介護用品の事故（計１９４件）を除く）

被害状況別にみると、死亡事故１４９件、重傷事故２６５件、軽傷事故４４６件、拡大被害（※４）６３７件、製品破損等６１１件ありました。

事故発生状況を分類すると、次のような事故が多く発生しています。

（１）ガスこんろ
- ・天ぷら等揚げ物を調理中に放置し、油が過熱されて発火した。
- ・グリル庫内に溜まった油脂等が発火した。

（２）石油ストーブ
- ・カートリッジタンクのふたの締め方が不十分で漏れた灯油にストーブの火が着火した。
- ・ストーブに洗濯物等が落下して着火した。

（３）電気ストーブ
- ・可燃物（衣類、布団等）が放射熱で過熱または接触して着火した。
- ・電源コードに過度の屈曲や荷重等が加わり、断線して発火した。

高齢者の事故において、「製品に起因する事故」は人的被害に至ることが比較的少ないものの、一方で「製品に起因しない事故」は重篤な人的被害に至ることが多くなっています。これらの不注意や誤った使い方による事故は、何気なく行っていることを注意していただくこと、あるいは高齢者ご本人や周りの方も含めて注意していただくことで、未然に防げる事故が多くあります。社告・リコール情報の周知徹底も含め、製品を正しく安全に使用して事故を防止するために、注意喚起を行うこととしました。

（※１）　通常は６５歳以上を「高齢者」とするが、データの分析上、６０歳以上を「高齢者」としている。高齢者の事故には、高齢者が使用していた製品の事故や高齢者が被害を受けた事故を対象にしている。また、年齢が不明の場合でも主に高齢者が使う製品であれば、集計に含めている。

（※２）　消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集した非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

（※３）　平成２５年９月３０日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。

（※４）　製品本体のみの被害にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすこと。

安全とあなたの未来を支えます



## １．高齢者の事故について

（１）年度別事故発生件数及び被害状況について

高齢者の事故は平成２０年度から２４年度までの５年間に２，１０８件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図１に示します。

平成２２年度の３７１件から２４年度にかけて微増しています。
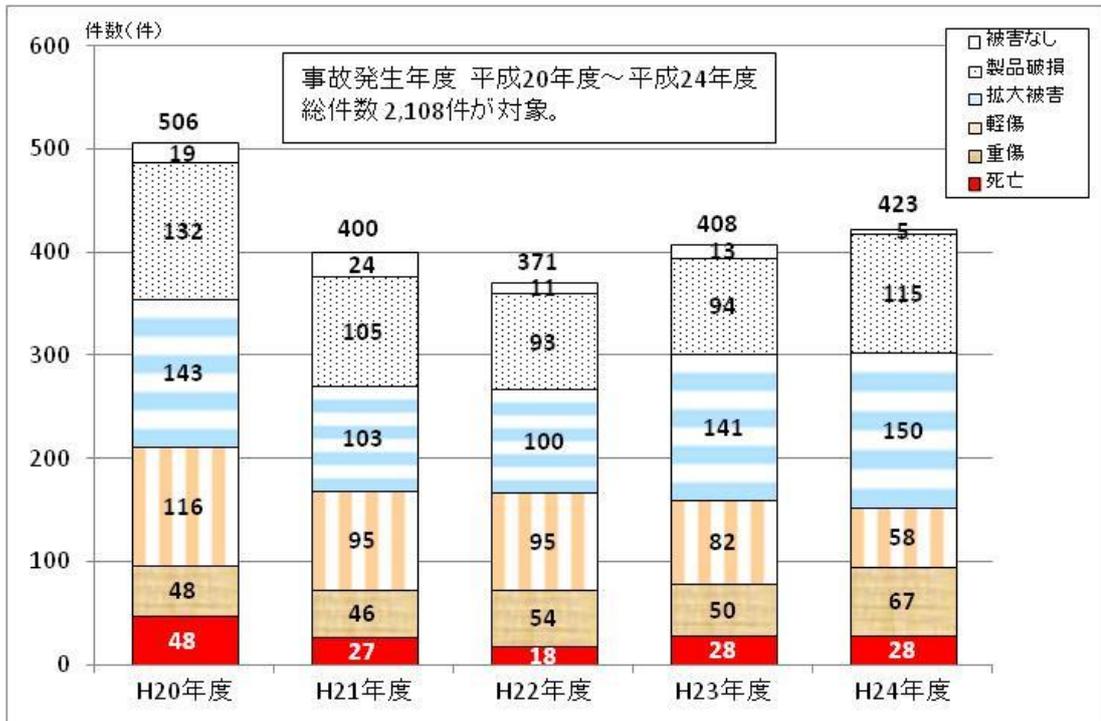
図１　年度別事故発生件数及び被害状況

（２）製品別事故件数について

「製品別事故件数の順位」を表１に示します。高齢者比とは６０歳未満の事故も含めた使用者の年代が判明した事故件数に対する高齢者の事故の割合です。（高齢者比＝高齢者の事故件数/年代の判明した事故件数）

高齢者の事故は、「ガスこんろ」が最も多く１６２件、次に「石油ストーブ」１６１件、「電気ストーブ」１５０件の順になっています。

「製品別人的被害事故件数の順位」を表２に示します。

「石油ストーブ」が７８件で最も多く、続いて「ガスこんろ」５９件で、件数が多いだけでなく、人的被害を及ぼすことも多く、死亡、重傷の占める割合も大きくなっています。

表１　製品別 事故件数の順位（件）

| 品名 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 拡大被害 | 製品破損 | 被害なし | 合計 | 高齢者比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①ガスこんろ（ガス栓含む） | 16 | 5 | 38 | 81 | 16 | 6 | 162 | 56.3% |
| ②石油ストーブ | 30 | 11 | 37 | 66 | 13 | 4 | 161 | 71.2% |
| ③電気ストーブ | 21 | 2 | 11 | 55 | 54 | 7 | 150 | 45.9% |
| ④照明器具 | | 3 | 6 | 17 | 52 | 1 | 79 | 45.1% |
| ⑤配線器具 | 6 | 1 | 5 | 29 | 21 | | 62 | 36.9% |
| ⑥自転車 | 1 | 23 | 25 | 1 | 10 | 1 | 61 | 15.3% |
| ⑦石油温風暖房機 | 12 | 4 | 15 | 16 | 6 | 8 | 61 | 53.5% |
| ⑧電子レンジ | 1 | 1 | 2 | 11 | 42 | 4 | 61 | 44.2% |
| ⑨いす | | 24 | 26 | | 9 | 1 | 60 | 35.9% |
| ⑩その他 | 62 | 191 | 281 | 361 | 316 | 40 | 1251 | 32.4% |
| 合計 | 149 | 265 | 446 | 637 | 539 | 72 | 2108 | 35.3% |

表２　製品別 人的被害事故件数の順位　（件）

| 品名 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 合計 | 人的被害比 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①石油ストーブ | 30 | 11 | 37 | 78 | 48.4% |
| ②ガスこんろ | 16 | 5 | 38 | 59 | 36.4% |
| ③いす | | 24 | 26 | 50 | 83.3% |
| ④自転車 | 1 | 23 | 25 | 49 | 80.3% |
| ⑤はしご・脚立 | 2 | 21 | 23 | 46 | 97.9% |
| ⑥電気ストーブ | 21 | 2 | 11 | 34 | 22.7% |
| ⑦石油温風暖房機 | 12 | 4 | 15 | 31 | 50.8% |
| ⑧住宅関連用品（ドア、手すり等） | 3 | 16 | 8 | 27 | 73.0% |
| ⑨歩行器 | | 16 | 8 | 24 | 92.3% |
| ⑩その他 | 64 | 143 | 255 | 462 | 34.4% |
| 合計 | 149 | 265 | 446 | 860 | 40.8% |

参考　（件）

| 品名 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 拡大被害 | 製品破損 | 被害なし | 合計 | 高齢者比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 介護用具（ベッド含む） | 27 | 40 | 35 | 1 | 7 | 1 | 111 | 93.3% |
| 電動車いす | 34 | 16 | 11 | 5 | 16 | 1 | 83 | 90.2% |

（３）事故の月別発生件数について

「月別事故発生件数」を図２に、また、「事故が多い製品の月別事故発生件数」を図３に示します。

月別にみると、秋から冬の１１～２月に事故が増加しています。この秋から冬の時期の事故件数が増加する背景として、図３のように、件数の多い「石油ストーブ」や「電気ストーブ」等の暖房器具や「ガスこんろ」の事故の増加があります。
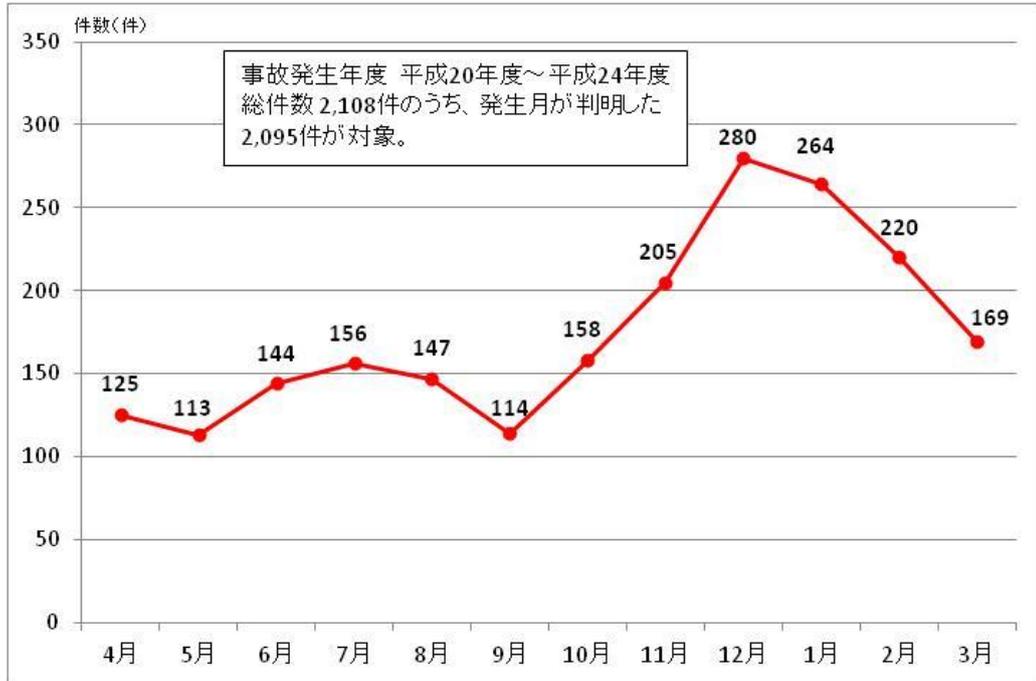
図２　月別 事故発生件数
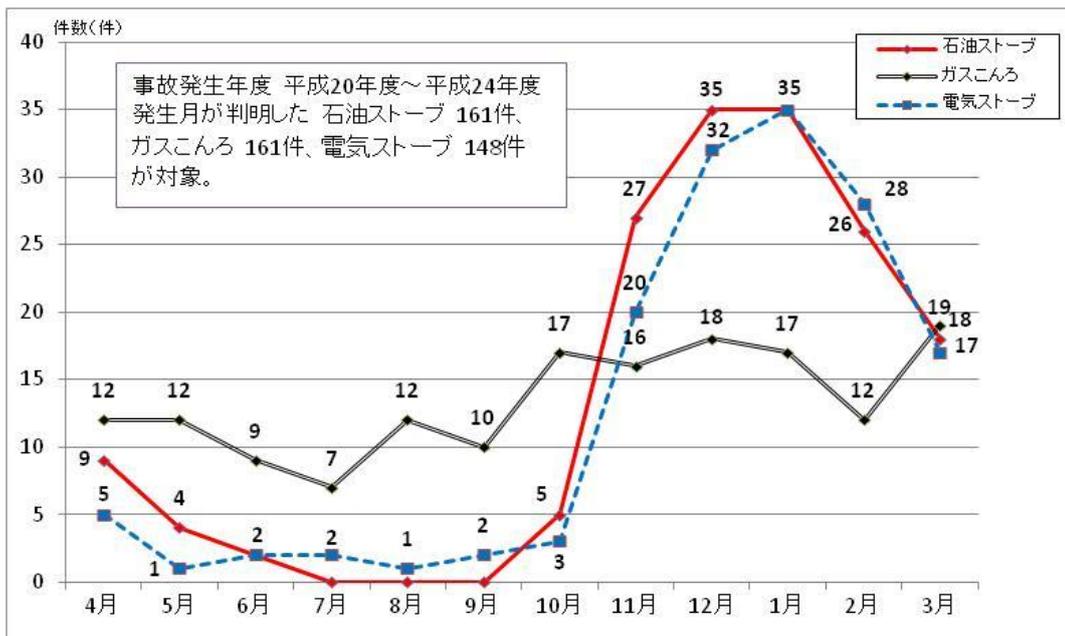
図３　事故が多い製品の月別事故発生件数

（４）事故の年代別被害者数について

「高齢者の年代別被害者数」を図４に示します。

６０歳代から年齢が高くなるにつれて、被害者数は減少していきますが、死亡者数では、８０～８４歳で３２人と最も多くなり、死亡の割合は年齢が上がるにつれて増加し、９０歳以上では４０％を超えています。
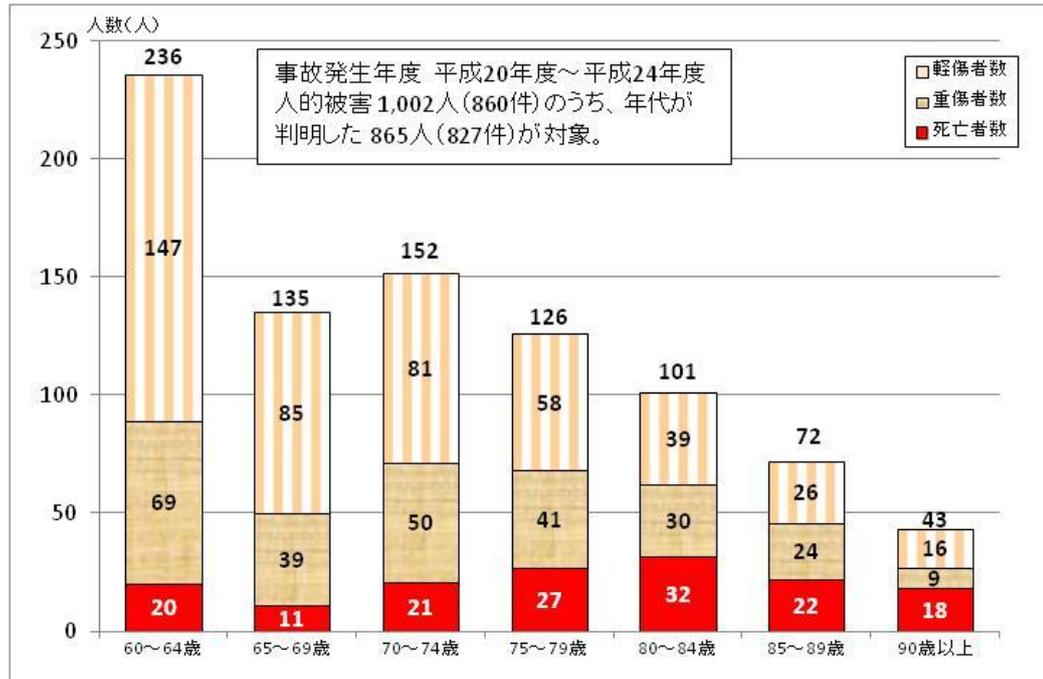
図４　高齢者の年代別被害者数

（※５）　以前、ＮＩＴＥにおいてプレスリリースを行っています。

〇電動車いすによる事故の防止について（平成２５年９月１２日）

(http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs130912.html)

〇介護現場における介護ベッド等による事故の防止について（平成２４年８月２３日）

(http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs120823.html)

安全とあなたの未来を支えます



ガスこんろ、石油ストーブ、電気ストーブの高齢者の事故が多い３製品の事故のうち、平成２０年度から２４年度までの５年間に発生し、高齢者以外でも年代が判明した事故の「製品別の年代別事故件数」を図５に示します。

３製品とも６０～７０歳代まで事故が増えています。
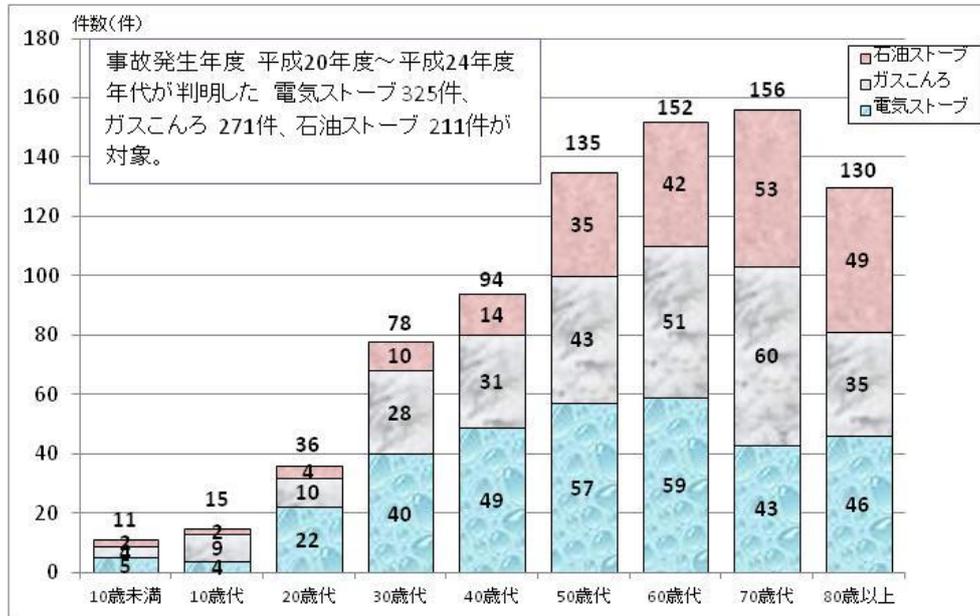
図５　製品別の年代別事故件数

ガスこんろ、石油ストーブ、電気ストーブの高齢者の事故の多い３製品の事故のうち、平成２０年度から２４年度までの５年間に発生し、高齢者以外でも年代が判明し、人的被害のあった事故の「年代別人的被害　事故件数」を図６に示します。

５０歳代以上で、人的被害事故が多くなり、６０歳以上で死亡事故が増加しています。
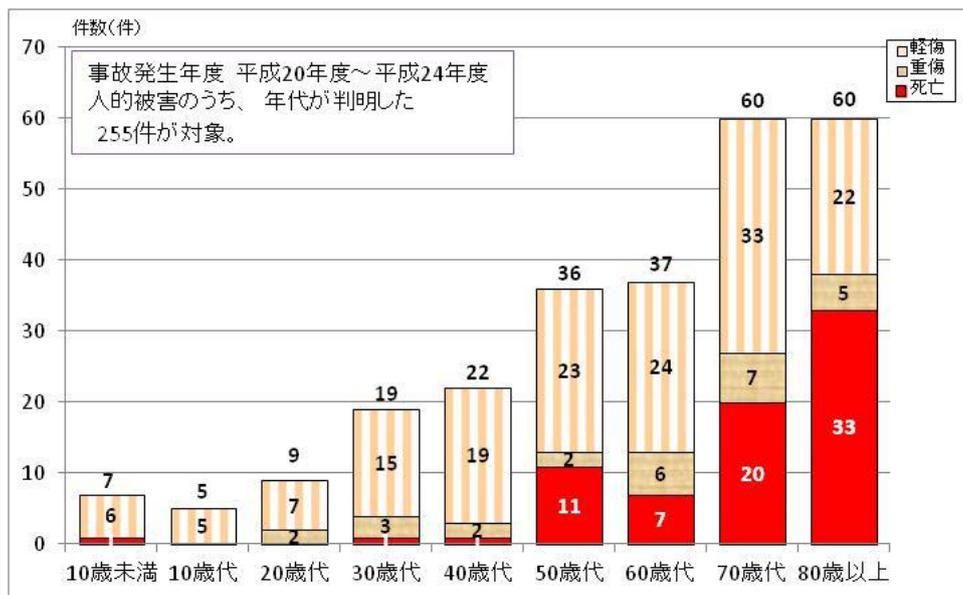
図６　年代別人的被害 事故件数

（５）事故の原因と被害について

高齢者の事故の「事故原因区分別発生件数」を図７に示します。

「製品に起因する事故（事故原因区分Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｇ３）」合計５８３件（２７．７%）
「製品に起因しない事故（事故原因区分Ｄ、Ｅ、Ｆ）」合計７６４件（３６．２%）
「原因不明のもの（事故原因区分Ｇ３を除いたＧ）」５０３件（２３．９%）
「調査中のもの（事故原因区分Ｈ）は２５８件（１２．２%）
となっています。

特徴としては、誤使用・不注意などによる「製品に起因しない事故」が「製品に起因する事故」よりも多くなっています。さらに、「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分Ｅ）」に分類された５０４件（２３．９%）の中において、図７には表示されていませんが、図３に引用したガスこんろによるものが８６件、石油ストーブ５６件、電気ストーブ３２件ありました。
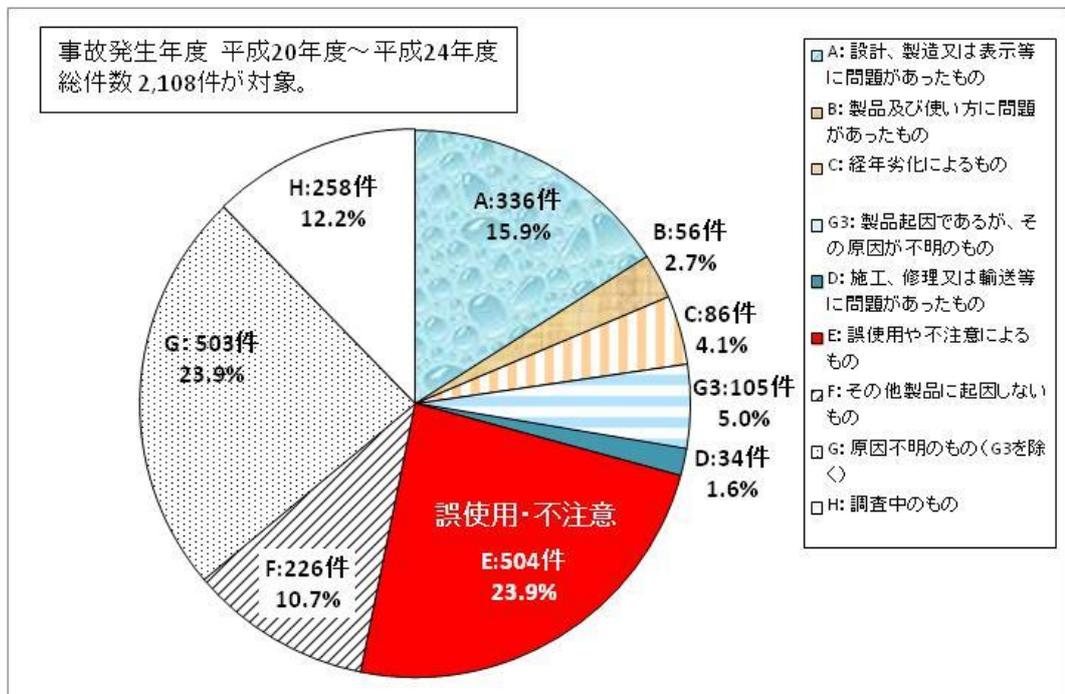
図７　事故原因区分別発生件数

「事故原因区分別被害状況」を表３に示します。

高齢者の事故は、「製品に起因しない事故」合計７６４件のうち、４００件が人的被害に至っています。そのうち、死亡事故が最も多かった「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分Ｅ）」において、死亡事故４７件中１２件が電気ストーブ、９件が石油ストーブ、８件がガスこんろ、５件が除雪機でした。

一方、「製品に起因する事故」合計５８３件は、１５６件が人的被害で、そのうち死亡６件、重傷４９件あります。両者を比較すると、誤使用や不注意などによる「製品に起因しない事故」の方が重篤な事故につながりやすいことがわかります。

## 表３　事故原因区分別被害状況

（※６）

| 事故原因区分 ＼ 被害状況 | | 人的被害 | | | 物的被害 | | 被害なし | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 拡大被害 | 製品破損 | | |
| 製品に起因する事故 | Ａ：設計、製造又は表示等に問題があったもの | 2<br>(2)<br>[1] | 29<br>(30) | 57<br>(61) | 66<br>[5] | 175 | 7 | 336<br>(93)<br>[6] |
| | Ｂ：製品及び使い方に問題があったもの | 3<br>(3)<br>[1] | 12<br>(12) | 23<br>(25)<br>[1] | 6<br>[2] | 9 | 3 | 56<br>(40)<br>[4] |
| | Ｃ：経年劣化によるもの | 1<br>(1) | 1<br>(1)<br>[1] | 14<br>(15)<br>[2] | 34<br>[9] | 35 | 1 | 86<br>(17)<br>[12] |
| | Ｇ３：製品起因であるが、その原因が不明のもの | | 7<br>(7) | 7<br>(7)<br>[1] | 42<br>[3] | 47 | 2 | 105<br>(14)<br>[4] |
| | 小計 | 6<br>(6)<br>[2] | 49<br>(50)<br>[1] | 101<br>(108)<br>[4] | 148<br>(0)<br>[19] | 266<br>(0)<br>[0] | 13<br>(0)<br>[0] | 583<br>(164)<br>[26] |
| 製品に起因しない事故 | Ｄ：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの | 2<br>(3)<br>[1] | 5<br>(5) | 10<br>(12) | 11<br>[3] | 6 | | 34<br>(20)<br>[4] |
| | Ｅ：誤使用や不注意によるもの | 47<br>(55)<br>[35] | 63<br>(68)<br>[3] | 138<br>(163)<br>[32] | 182<br>[77] | 62 | 12 | 504<br>(286)<br>[147] |
| | Ｆ：その他製品に起因しないもの | 23<br>(35)<br>[17] | 69<br>(71)<br>[4] | 53<br>(71)<br>[11] | 60<br>[17] | 14 | 7 | 226<br>(177)<br>[49] |
| | 小計 | 72<br>(93)<br>[53] | 137<br>(144)<br>[7] | 201<br>(246)<br>[43] | 253<br>(0)<br>[97] | 82<br>(0)<br>[0] | 19<br>(0)<br>[0] | 764<br>(483)<br>[200] |
| Ｇ：原因不明のもの（Ｇ３を除く） | | 47<br>(61)<br>[42] | 31<br>(31)<br>[8] | 124<br>(152)<br>[24] | 129<br>[53] | 135 | 37 | 503<br>(244)<br>[127] |
| Ｈ：調査中のもの | | 24<br>(28)<br>[16] | 48<br>(50)<br>[5] | 20<br>(33)<br>[7] | 107<br>[34] | 56 | 3 | 258<br>(111)<br>[62] |
| 合　計 | 事故件数<br>被害者数<br>火災件数 | 149<br>(188)<br>[113] | 265<br>(275)<br>[21] | 446<br>(539)<br>[78] | 637<br>(0)<br>[203] | 539<br>(0)<br>[0] | 72<br>(0)<br>[0] | 2108<br>(1002)<br>[415] |

（※６）平成２５年９月３０日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、( )の数字は被害者数、[ ]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

（６）事故の現象別被害状況

　ガスこんろの事故の「現象別被害状況」を表４に示します。

　現象別では、①「天ぷら等揚げ物を調理中に放置し、油が過熱されて発火した」事故が最も多く、３５件（２１．６%）発生しています。また、⑤「着衣に着火した」事故は６件（３．７%）で件数は多くありませんが、高齢者が被害にあう割合が高く、事故が発生すると、死亡・重傷に至りやすくなっています。

　加えて②「グリル庫内に溜まった油脂等が発火した」、③「未使用のガス栓を誤開放してガスが漏れ、引火した」事故は高齢者の起こしやすい事故になっています。

表４　ガスこんろの現象別被害状況　（※７）

| 現象の内容＼被害状況 | | 人的被害 | | | 物的被害 | | 被害なし | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 拡大被害 | 製品破損 | | |
| 事故原因区分B～G | ①天ぷら等揚げ物を調理中に放置し、油が過熱されて発火した。 | 3<br>(3)<br>[3] | | 13<br>(16)<br>[10] | 19<br>[16] | | | 35<br>(19)<br>[29] |
| | ②◎グリル庫内に溜まった油脂等が発火した。 | | 1<br>(1)<br>[1] | 5<br>(5)<br>[3] | 14<br>[5] | 4 | 1 | 25<br>(6)<br>[9] |
| | ③◎未使用のガス栓を誤開放してガスが漏れ、引火した。 | 1<br>(1) | | 2<br>(3) | 11<br>[1] | 2 | | 16<br>(4)<br>[1] |
| | ④こんろの火をつけたまま放置したため、周囲の可燃物が加熱されて発火した。 | 3<br>(4)<br>[3] | | 3<br>(4)<br>[2] | 5<br>[3] | 1 | | 12<br>(8)<br>[8] |
| | ⑤◎着衣に着火した。 | 3<br>(3)<br>[3] | 2<br>(2)<br>[1] | 1<br>(1) | | | | 6<br>(6)<br>[4] |
| | ⑥その他 | | 1<br>(1) | 6<br>(8) | 11<br>[3] | 4 | 2 | 24<br>(9)<br>[3] |
| | ⑦不明 | 4<br>(5)<br>[4] | 1<br>(1) | 7<br>(15)<br>[6] | 10<br>[5] | 3 | 2 | 27<br>(21)<br>[15] |
| A：設計、製造又は表示等に問題があったもの | | | | | | | | 0<br>(0)<br>[0] |
| H：調査中のもの | | 2<br>(2)<br>[2] | | 1<br>(1)<br>[1] | 11<br>[4] | 2 | 1 | 17<br>(3)<br>[7] |
| 合　計 | 事故件数<br>被害者数<br>火災件数 | 16<br>(18)<br>[15] | 5<br>(5)<br>[2] | 38<br>(53)<br>[22] | 81<br>(0)<br>[37] | 16<br>(0)<br>[0] | 6<br>(0)<br>[0] | 162<br>(76)<br>[76] |

（※７）平成２５年９月３０日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

　被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、( )の数字は被害者数、[ ]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。◎は当該製品の現象の中でも高齢者が起こしやすいもの。

石油ストーブの事故の「現象別被害状況」を表５に示します。

現象別では、①「カートリッジタンクのふたの締め方が不十分で漏れた灯油にストーブの火が着火した。」事故が最も多く、３１件（１９．３%）発生し、高齢者が被害にあう割合が高くなっています。また、③「可燃物（衣類、布団等）が放射熱で過熱または接触して着火した」事故は７件（４．３%）で件数は多くありませんが、複数の人が死亡に至るような被害が大きい事故が発生しやすくなっています。また、⑥⑦の事故は件数が少ないものの、高齢者が引き起こしやすくなっています。

表５　石油ストーブの現象別被害状況（※７）

| 現象の内容 ＼ 被害状況 | | 人的被害 | | | 物的被害 | | 被　害<br>な　し | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 死　亡 | 重　傷 | 軽　傷 | 拡　大<br>被　害 | 製　品<br>破　損 | | |
| 事故原因区分B～G | ①◎カートリッジタンクのふたの締め方が不十分で漏れた灯油にストーブの火が着火した。 | 5<br>(5)<br>[5] | 3<br>(4)<br>[1] | 14<br>(22)<br>[9] | 8<br>[9] | 1 | | 31<br>(31)<br>[21] |
| | ②ストーブに洗濯物等が落下して着火した。 | 2<br>(3)<br>[2] | | 1<br>(3)<br>[1] | 5<br>[5] | | | 8<br>(6)<br>[8] |
| | ③可燃物（布団、衣類等）が放射熱で過熱または接触して着火した。 | 3<br>(9)<br>[3] | 1<br>(2)<br>[1] | (4) | 3<br>[3] | | | 7<br>(15)<br>[7] |
| | ④燃焼筒がずれた状態で点火したため、異常燃焼を引き起こした。 | 1<br>(1)<br>[1] | 1<br>(1)<br>[1] | | 3<br>[2] | | | 5<br>(2)<br>[4] |
| | ⑤ガソリンを誤給油して異常燃焼した。 | 1<br>(1)<br>[1] | | 1<br>(2) | 3<br>[2] | | | 5<br>(3)<br>[3] |
| | ⑥◎こぼれた灯油に着火した。 | | 1<br>(2)<br>[1] | 2<br>(3)<br>[1] | 1<br>[1] | | | 4<br>(5)<br>[3] |
| | ⑦◎不良灯油を使用したため、異常燃焼した。 | | | | | 2 | 2 | 4<br>(0)<br>[0] |
| | ⑧その他 | 2<br>(2)<br>[1] | | 4<br>(6)<br>[1] | 13<br>[5] | 2 | 1 | 22<br>(8)<br>[7] |
| | ⑨不明 | 9<br>(14)<br>[9] | 3<br>(3)<br>[3] | 10<br>(16)<br>[8] | 14<br>[5] | 3 | 1 | 40<br>(33)<br>[25] |
| A：設計、製造又は表示等に問題があったもの | | | | 1<br>(1) | 1 | | | 2<br>(1)<br>[0] |
| H：調査中のもの | | 7<br>(8)<br>[7] | 2<br>(2)<br>[1] | 4<br>(6)<br>[4] | 15<br>[8] | 5 | | 33<br>(11)<br>[20] |
| 合　計 | 事故件数<br>被害者数<br>火災件数 | 30<br>(43)<br>[29] | 11<br>(14)<br>[8] | 37<br>(63)<br>[24] | 66<br>(0)<br>[37] | 13<br>(0)<br>[0] | 4<br>(0)<br>[0] | 161<br>(120)<br>[98] |

電気ストーブの事故の「現象別被害状況」を表６に示します。

現象別では、①「可燃物（衣類、布団等）が放射熱で過熱または接触して着火した。」事故が最も多く、２０件（１３．３％）で、高齢者が被害にあう割合が高く、そのうち１２件が死亡・重傷事故です。

表６　電気ストーブの現象別被害状況　（※７）

| 現象の内容＼被害状況 | | 人的被害 | | | 物的被害 | | 被害なし | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 拡大被害 | 製品破損 | | |
| 事故原因区分Ｂ～Ｇ | ①◎可燃物（衣類、布団等）が放射熱で過熱または接触して着火した。 | 11<br>(12)<br>[11] | 1<br>(2)<br>[1] | 3<br>(4)<br>[1] | 5<br><br>[3] | | | 20<br>(18)<br>[16] |
| | ②電源コードに過度の屈曲や荷重等が加わり、断線して発火した。 | | | 1<br>(1)<br>[1] | 4 | 3 | | 8<br>(1)<br>[1] |
| | ③使用中に誤って転倒させた。 | | | 1<br>(1)<br>[1] | 1 | | | 2<br>(1)<br>[1] |
| | ④電源コードが不適切な接続をされていたため、接触不良によってショート・発火した。 | | | | 2 | | | 2<br>(0)<br>[0] |
| | ⑤その他 | 2<br>(2)<br>[2] | | 2<br>(3) | 3<br><br>[1] | 3 | | 10<br>(5)<br>[3] |
| | ⑥不明 | 4<br>(5)<br>[4] | | 2<br>(4)<br>[2] | 13<br><br>[4] | 4 | 6 | 29<br>(9)<br>[10] |
| Ａ：設計、製造又は表示等に問題があったもの | | 1<br>(1)<br>[1] | | 2<br>(4) | 21<br><br>[2] | 40 | 1 | 65<br>(5)<br>[3] |
| Ｈ：調査中のもの | | 3<br>(3)<br>[3] | 1<br>(1) | | 6<br><br>[1] | 4 | | 14<br>(4)<br>[4] |
| 合　　計 | 事故件数<br>被害者数<br>火災件数 | 21<br>(23)<br>[21] | 2<br>(3)<br>[1] | 11<br>(17)<br>[5] | 55<br>(0)<br>[11] | 54<br>(0)<br>[0] | 7<br>(0)<br>[0] | 150<br>(43)<br>[38] |

（７）事故事例の概要について
高齢者の事故について、現象別に事例を示します。

（ア）ガスこんろの事故
① 天ぷら等揚げ物を調理中に放置し、油が過熱されて発火した。
〇平成２４年２月２９日（佐賀県、７０～７４歳・男性、軽傷）
（事故内容）
建物を全焼、１人が負傷する火災が発生した。
（事故原因）
ガスこんろで揚げ物を調理中、その場を離れたため、鍋の油が過熱して出火し、火災に至ったものと推定される。
なお、取扱説明書には、「火をつけたまま離れない。火をつけたまま就寝・外出は絶対にしない」旨、記載されていた。

② グリル庫内に溜まった油脂等が発火した。
〇平成２３年１１月１９日（北海道、６０～６４歳・男性、軽傷）
（事故内容）
ガスこんろのグリル部で調理後、その場を離れたところ、ガスこんろを焼損する火災が発生し、１人が負傷した。
（事故原因）
ガスこんろのグリルを消し忘れて、水入れ皿に溜まっていた油脂が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。
なお、取扱説明書には、「火を付けたまま離れない、グリルを使用する毎に必ず掃除する」旨、記載されていた。

③ 未使用のガス栓を誤開放してガスが漏れ、引火した。
〇平成２３年１１月２２日（福岡県、７０～７４歳・男性、拡大被害）
（事故内容）
ガス栓を接続したガスこんろを使用中､ガス栓及び周辺を焼損する火災が発生した。
（事故原因）
使用者が未接続側のガス栓つまみを誤って半開状態にしたため、漏れ出したガスにガスこんろの火が引火したものと推定される。

④ 着衣に着火した。
〇平成２３年１月１７日（千葉県、８０～８４歳・女性、死亡）
（事故内容）
ガスこんろ及び周辺が焼損し、１人が死亡する火災が発生した。
（事故原因）
ガスこんろで調理中に使用者の衣服に火が燃え移り、火災が発生したものと推定される。

（イ）石油ストーブの事故

① カートリッジタンクのふたの締め方が不十分で漏れた灯油にストーブの火が着火した。

〇平成２１年１月２８日（千葉県、年代不明高齢者・男性、死亡）

（事故内容）

住宅が全焼する火災が発生し、１人が死亡し、１人が重傷を負った（２人とも高齢者）。現場に石油ストーブがあった。

（事故原因）

石油ストーブのカートリッジタンクに給油後、ふたが外れた状態のタンクを石油ストーブ本体にセットして、点火操作を行ったため、タンクからこぼれた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。

② ストーブに洗濯物等が落下して着火した。

〇平成２１年２月７日（埼玉県、７０歳代・男性、拡大被害）

（事故内容）

木造２階建て住宅の台所付近から出火し、約８３平方メートルを全焼した。

（事故原因）

石油ストーブを消し忘れて外出した後に、ストーブの上方に干していた洗濯物がストーブの上に落下し、火災に至ったものと推定される。

③ 不良灯油（※８）を使用したため、異常燃焼した。

〇平成２３年１２月２０日（熊本県、６５～６９歳・女性、被害なし）

（事故内容）

石油ストーブを使用中、炎が上がった。その後、炎は弱まったが、消火ボタンを押しても消火できなくなった。

（事故原因）

変質灯油を使用したため、芯先端部付近にタールが堆積して、芯が膨らみ、芯が降下できない状態になり消火不能になったものと推定される。

なお、取扱説明書には「変質灯油を使用しない」旨、記載されていた。

（※８）変質灯油（経時変化で酸化した灯油など。うす黄色を帯びた、すっぱい臭いのする灯油。）または不純灯油（汚れた灯油、水の混じった灯油など。）　など。

（ウ）電気ストーブの事故

①可燃物（衣類、布団等）が放射熱で過熱または接触して着火した。

〇平成２４年２月１３日（石川県、８５～８９歳・男性、死亡）

（事故内容）

電気ストーブ及び周辺を焼損する火災が発生し、１人が死亡した。

（事故原因）

電気ストーブを使用中に可燃物（毛布、衣類等）が接触し、火災に至ったものと推定される。

なお、添付書類には、「燃えやすいもののそばで使用しない」旨、記載されていた。

（エ）その他の事故

① 除雪機の安全装置を無効化し、オーガ（※９）に巻き込まれた。

〇平成２３年１月１５日（山形県、７５～７９歳・男性、死亡）

（事故内容）

自宅倉庫内で、男性が除雪機に右足の太ももを巻き込まれて死亡した。

（事故原因）

安全装置（非常停止スイッチ）を（身体・衣服に）装着せず、無効化された状態で、点検時にエンジンを停止していなかったため、足を滑らせた際に回転しているオーガに巻き込まれたものと推定される。

なお、取扱説明書及び本体には、「作業中は必ず非常停止スイッチを衣服に装着する」旨、注意表示が記載されていた。

② 金属製ゆたんぽの口金を外さずに加熱し破裂した。

〇平成２２年１月１６日（岡山県、６０～６４歳・男性、拡大被害）

（事故内容）

口金をゆるめた状態で、金属製ゆたんぽを電磁調理器で加熱していたところ、大きな音とともにゆたんぽが飛んで蛍光灯が割れ、電磁調理器を破損した。

（事故原因）

口金を外さずにゆるめた状態でゆたんぽを加熱したため、十分に蒸気を逃がすことができず、内圧の上昇に耐えられなくなったゆたんぽが破裂するとともに、周囲の蛍光灯や電磁調理器が破損したものと推定される。

なお、取扱説明書には、「直接加熱する場合は必ず口栓を外す」旨、記載されていた。

（※９） オーガ：回転部にある雪を直接砕いて集めるらせん状の刃部分。

## ２． 高齢者の事故の防止について

高齢者には次のような身体機能や生活スタイルの特徴があり、事故防止のために注意が必要です。

①運動機能の低下

運動機能が低下するので、運動機能の低下を補う機器（電動車いす、介護ベッド、杖など）の使用機会が増える。握力が下がり、ストーブのカートリッジタンクのふたをきちんと締めにくくなる。

②体温調節機能の低下

冷暖房機器の使用が増え、やけどや火災事故が増える。

③感覚機能の低下

視覚、聴覚、嗅覚、触覚、温熱感覚が衰え、反応、危険察知が遅くなる。異臭、異音等、製品の異常に気がつきにくくなる。火が燃え広がった際にも反応が遅れ、被害が大きくなりやすくなる。低温やけどが起きやすくなる。注意力が散漫になり、思わぬミスをすることもある。天ぷらの調理中に放置等、度忘れが起きやすくなる。

④心理機能

新しいもの（新製品）への対応に時間が掛かる。自己流の使用法に固執する。機器が古くなったり、故障したまま使い続ける傾向もある。古くなった灯油も使い続けようとする。

⑤生活構造

余暇時間が長く、住居内での生活時間が増え、居間、台所、浴室、トイレでの事故が増加する。

以上の様な、高齢者の身体機能や生活スタイルの特徴を踏まえ、事故分析に基づいた高齢者の事故防止について述べます。

高齢者の冬の事故を防止するために、取扱説明書の注意事項を守り、特に次の点に注意してください。

(1) ガスこんろの事故の防止

○ 調理中はその場を離れないでください。特に天ぷら等揚げ物をしているときやグリル調理中は、絶対にその場を離れないでください。その場を離れるときは必ず火を消してください。

○ 服の袖などに火が移ることがあるので近づき過ぎないでください。バーナーの上に手を伸ばすときは、必ず火を消すなど、火の上には絶対に身体を乗り出さないでください。また、毛足の長いもの、ゆったりと垂れ下がったデザインのもの等は着火しやすく、着火に気づきにくい衣類ですので、注意が必要です。火が見えていなくてもバーナーの上は高温であり着火しやすくなっています。

○ ガスこんろの周囲にはタオルやふきん等の可燃物、樹脂製の調味料容器・調理道具、スプレー缶等を置かないでください。

○ ガスこんろを設置するときは、壁から１５ｃｍ以上離してください。ガスこんろと壁の距離が１５ｃｍ未満の場合は必ず防熱板を取り付けてください。壁の中の木材が炭化して燃えるおそれがあります。

○ 天ぷら等揚げ物をする時は、調理油過熱防止装置のついたバーナー側で行ってください。

○ 煮こぼれや油よごれをこまめにふき取ってください。調理油過熱防止装置のセンサーが正しく働かないことがあります。
○ グリル使用後や連続使用する際にはグリル受け皿や焼き網、下火カバーなどにたまった油や食品くずを取り除くなど、定期的に掃除を行ってください。油や食品くずに着火することがあります。
○ 調理後にその場を離れるときは、グリルが消火していることを確認してください。グリルの火は外から見えにくいので、火がついてることに気づかないことがあります。
○ グリル受け皿に水を入れることが必要なグリルは、必ず水を入れてください。水がないと油が溜まり、過熱されて発火するおそれがあります。
○ ガス器具に接続されていないガス栓を誤って開けないようにしてください。また、使わないガス栓は、誤操作防止キャップや閉栓カバーを付けてください。さらに、ヒューズ機能のない古いガス栓の場合は、ガス事業者に依頼して、安全アダプターを付けてもらうなど誤開放の防止対策をしてください。

⑵ 石油ストーブ・電気ストーブの事故の防止

○ 洗濯物等の乾燥や布団、カーテンや新聞紙、雑誌など可燃物の近くでは使用しないでください。高温部に接触して火災となることがあります。
○ 就寝中や人のいないところでは使用しないでください。可燃物の接触や異常燃焼に気づくことができなくなります。
○ 人が触れやすい場所や不安定なところに置かないでください。また、故意にストーブを傾けるなどして、耐震自動消火機能を利用した消火は行わないでください。転倒して火災に至ることがあります。

⑶ 石油ストーブの事故の防止

○ 給油する際は、完全に火が消えたことを確認してから給油してください。
○ カートリッジタンクのふたを締めた後、給油口を下にして火の気のないところで油漏れのないことを必ず確認してください。
なお、カートリッジタンクのふたが完全に締まっているか等の確認方法はタンクのふたの形状により異なりますので、製品の取扱説明書を参照してください。
○ 給油時に間違ってガソリンを入れないよう、灯油のそばにガソリンを保管しないでください。給油時には灯油であることを確認してください。ガソリンに引火すると炎が上がり、火災に至ることがあり、非常に危険です。
○ 換気せず使用し続けないでください（密閉燃焼式を除く）。一酸化炭素中毒になる可能性があり非常に危険です。使用の際は必ず換気をしてください。
○ 給油の際に灯油をこぼした場合には、十分に灯油をふき取ってください。ふき残した灯油に引火して火災に至ることがあります。
○ 不良灯油を使用すると、芯にタール等の不揮発性物質が溜まって、消火機能に不具合が生じ、消火できなくなります。昨シーズンから持ち越した灯油、直射日光のあたる場所や高温になる場所で保管された灯油は使用しないでください。また、廃棄する際には、近くのガソリンスタンドや灯油販売店等に相談してください。
○ 燃焼筒は正しくセットしてください。ずれたまま使用すると、異常燃焼して炎があふれ、火災となることがあります。自動点火装置を使わず、マッチや点火棒を使用して

点火する場合は、点火後に燃焼筒が正しくセットされているか、確認してください。
〇 マッチの燃えかすやゴミをストーブの置き台に放置しないでください。

(4) 電気ストーブの事故の防止
〇 就寝時や外出時は、必ず電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。

〇　リコール製品による事故の防止について

リコールが行われている製品ではないか、確認してください（参考資料参照）。該当していれば、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡してください。

（別紙１）

〇本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

| | 区分記号 | 事故原因区分 | 本文表記 |
|---|---|---|---|
| 製品に起因する事故 | A | 専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの | 設計、製造又は表示等に問題があったもの |
| | B | 製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの | 製品及び使い方に問題があったもの |
| | C | 製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの | 経年劣化によるもの |
| | G3 | 製品起因であるが、その原因が不明のもの | 製品起因であるが、その原因が不明のもの |
| 製品に起因しない事故 | D | 業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの | 施工、修理、又は輸送等に問題があったもの |
| | E | 専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの | 誤使用や不注意によるもの |
| | F | その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの | その他製品に起因しないもの |
| | G | 原因不明のもの（G3は除く） | 原因不明のもの（G3は除く） |
| | H | 調査中のもの | 調査中のもの |

（別紙２）

## １．人口について

平成２３年の「各年代別人口」を図１に示します。

最も人口が多いのは、６０～６４歳で約１,０６３万人です。

６０歳以上を高齢者とすると、総人口約１億２，７８０万人のうち、高齢者は約４,０４０万人で、高齢者の占める割合は３１．６%になります。（６５歳以上では、２３．３%）
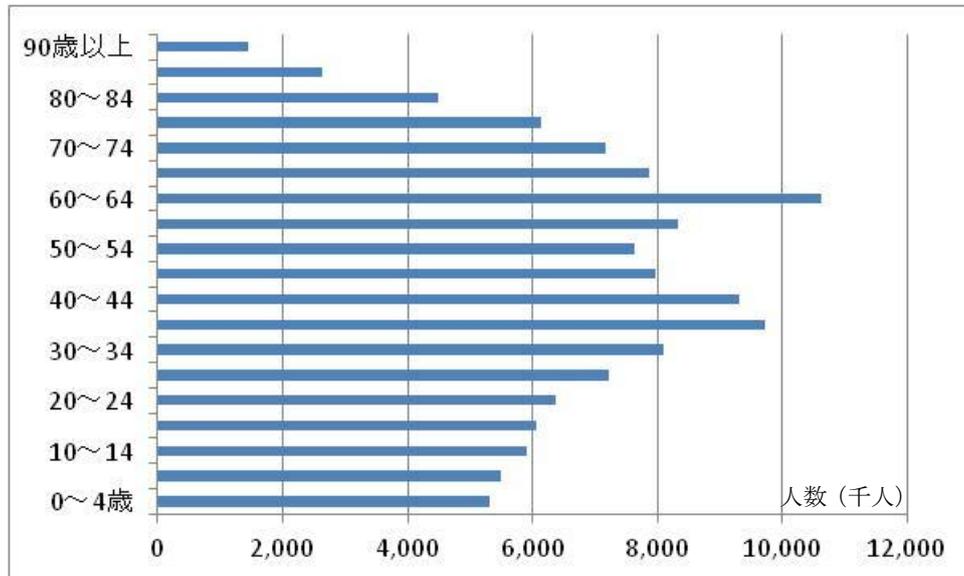
図１　各年代別人口

（総務省統計局調査部国勢統計課ホームページより）

## ２．高齢者の特性について

ＪＩＳ　Ｚ８０７１（ＩＳＯ／ＩＥＣ　Ｇｕｉｄｅ７１）「高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針」によると、加齢によって以下のような影響が出るとされています。

（９．　心身の機能と障害の影響に関する詳細）

〇９．１　概要（なし）

〇９．２　感覚機能（抜粋）

・視覚障害の発生率と程度は、年齢とともに高くなる。眼の身体的な構造の変化は、視覚的機能の幾つかの側面に影響を及ぼす。

・加齢とともに、周波数の高い音を聞く能力が失われやすい。

・触角は加齢とともに感度が低下し、熱さ又はけがを早期に感知するのに触角及び痛みに頼ることができなくなる。

・臭いを知覚する能力は、加齢とともに低下する。

〇９．３　身体機能（抜粋）

・高齢になると、反応時間や動作が遅くなるため、同様に操作速度も低下する。

・受動動作（すなわち、重力などの外力の方向と一致動作を行うとき）の制御に支障をきたした結果として重いものを下ろしたり、椅子に座ったりといった動作が困難になる。

〇９．４　認知機能（抜粋）

・加齢とともに、集中して課題に取り組むことが難しくなる。睡眠のリズムの変化によって、高齢者は、昼間も眠気を感じるため、幾分か敏感さを失う場合がある。

〇９．５　アレルギー　（なし）

## ３．ガスこんろについて

（１）ガスこんろの規制について

ガスこんろは、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象品目として指定され、平成２０年１０月１日以降に製造・輸入された製品には、全てのこんろバーナーに調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の装着が義務づけられ、ＰＳマークの表示がされています。

［こんろバーナー］

① 調理油過熱防止装置（天ぷら油過熱防止装置）

こんろのセンサーが鍋底の温度を感知し、約２５０℃になると自動的に消火して油の発火を防ぎます。

② 立ち消え安全装置

煮こぼれや吹きこぼれ、強風などで火が消えた時、自動的にガスを止めます。

（２）ガスこんろの業界自主基準について

業界の自主基準により、平成２０年４月より製造されるガスこんろ（※）は、こんろバーナー及びグリルに以下の安全機能を搭載したＳｉセンサーコンロとなりました。また、平成２４年１１月２０日以降に出荷されるガスこんろのグリル部には、『グリル消し忘れ消火機能』を含め、少なくとも２つ以上の安全機能が搭載されています。

（※）持ち運びのできる卓上型一口ガスこんろを除く、全ての家庭用ガスこんろ

〇全機種に設置されているもの

［こんろバーナー］

③ こんろ消し忘れ消火機能

消し忘れても、点火後一定時間が経過した時点で自動的に消火します。

［グリル］　④に加えて⑤又は⑥がついている。

④ グリル消し忘れ消火機能

消し忘れても、点火後一定時間が経過した時点で自動的に消火します。

⑤ グリル過熱防止機能

グリル内の温度が上がりすぎると自動的にガスを止めます。

⑥ グリル排気口からの炎あふれ防止機能

調理物等に着火してもグリルの排気口から炎があふれ出ない工夫が施されており、火災等の被害拡大を防止します。

〇一部機種に設置されているもの

［こんろバーナー］

⑦ 焦げ付き消火機能

煮もの調理時に、焦げつきを検知すると初期段階において自動的に消火します。

⑧ 鍋なし検知機能
鍋がのっていない状態では点火せず、使用中に鍋をはずすと自動的に弱火になり、一定時間後消火します。

［グリル］
前出の④、⑤及び⑥がすべてついたもの。

参考
経済産業省のホームページ
（http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/kankeisiryou.pdf）
一般社団法人日本ガス石油機器工業会のホームページ
（http://www.jgka.or.jp/consumer/gasu-riyou/introduction/si/index.html）
あんしん高度化ガス機器普及開発研究会のホームページ
（http://www.gas.or.jp/collabo/anshinken/newrelease/table.html#function）

## ４．石油ストーブについて

石油ストーブ（をはじめとする「石油燃焼機器」）は、平成２１年４月１日より消費生活用製品安全法の特定製品に指定され、排ガス中の一酸化炭素濃度基準値の導入や不完全燃焼防止装置の搭載等が義務づけられており、２年間の経過措置期間を経て、平成２３年４月１日からはＰＳＣマークのない石油ストーブの販売はできなくなっています。
ＰＳＣマークの付いた製品を選択することも事故の防止に有効です。
しかしながら、ＰＳＣマークの付いた製品であっても使い方を誤ると事故が発生する場合があるので、取扱説明書をよく読み、正しく安全に使用する必要があります。
石油ストーブの主な技術基準として以下の要件を満たすよう義務付けられました。

（１）自然通気形開放式石油ストーブ
・給油時自動消火装置
給油時等、機器からカートリッジタンクを抜いた時に９０秒以内に消火する。
・カートリッジタンクのふた
閉止音や目視または感触等で締めたことが確認できること。

（２）半密閉式石油ストーブ、密閉式石油ストーブ
・不完全燃焼防止装置
運転中に一酸化炭素濃度が基準値以上になった場合、自動的に運転を停止する機能。
・連続不完全燃焼通知機能
４回を上限として連続して不完全燃焼防止装置が作動した場合、自動的に運転を停止する機能。
・再点火防止機能
連続不完全燃焼通知機能が作動した後、さらに連続して３回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、通常操作では再度点火することができない状態にする機能。
石油ストーブの本体側面や背面等に図２のようなＰＳＣマークが表示されています。

図２ ＰＳＣマーク

## ５．電気ストーブについて

平成１７年度にＮＩＴＥは､｢リモコン付き電気ストーブのヒーターが勝手に点灯した。｣という複数の情報を受け、同様の製品について試買テストを実施しました。その結果、電気製品のリモコン操作やノイズで、電気ストーブのヒーターが点灯する等の誤作動を起こすものがあり、平成１８年１１月１５日にその結果を公表しました。
(http://www.nite.go.jp/jiko/news/072/news72.html)

経済産業省は、電気ストーブの誤作動によって意図せず電源が入ることにより火災等の事故が生じる可能性があることから、平成１９年８月１７日付けで電気用品安全法に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正し、「無線式リモコンによる電源のＯＮ操作ができないものとすること」が追加されました。
(http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/gijutsukijun/070831_revise/kaisei.pdf)

安全とあなたの未来を支えます



（参考）

## 高齢者の事故の社告・リコール製品について

ＮＩＴＥに通知された高齢者の事故は、平成２０年度から平成２４年度までに２，１０８件ありました。その中で社告・リコールを行った製品による事故は２６３件ありました。そのうち、３製品（ガスこんろ、石油ストーブ、電気ストーブ）の事故は５１件あり、社告・リコール事象と同じ事故は４１件ありました。「リコール製品での事故の被害状況」を表に示します。なお、社告・リコールには消費者への注意喚起等を含みます。

リコール製品での事故は、ガスこんろはありませんでした。電気ストーブでは、ダイオード等の部品不良による異常発熱、石油ストーブではカートリッジタンクのふたの締め方が不十分で漏れた灯油にストーブの火が着火した等がありました。

表　リコール製品での事故の製品別の被害状況（※）

| 被害状況／製品の種類 | 人的被害 | | | 物的被害 | | 被害なし | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 拡大被害 | 製品破損 | | |
| 電気ストーブ | 1<br>(1) | | 1<br>(3) | 9 | 22 | | 33<br>(4) |
| 石油ストーブ | 1<br>(1) | 1<br>(1) | 3<br>(3) | 3 | | | 8<br>(5) |
| 合計 | 2<br>(2) | 1<br>(1) | 4<br>(6) | 12<br>(0) | 22<br>(0) | | 41<br>(9) |

（※）平成２５年９月３０日現在、重複、対象外情報を除いた件数。
被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、( )の数字は被害者数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

また、ＮＩＴＥでは、事業者等が行ったリコール情報を同一形式に編集し公開しています。

（http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html）

以下からリコール情報の検索もできます。

http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php

（検索サイトを利用する場合には、「ＮＩＴＥ」、「リコール」等の言葉で検索してください）

※注意喚起ちらし、注意喚起リーフレット、ＰＳマガジンでも社告・リコール情報を提供しています。

http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html

http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html

http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html

以上

お問い合わせ先
独立行政法人製品評価技術基盤機構　製品安全センター　所長　杉浦　好之
担当者　長田、葛谷、山城
○記者説明会前日及び当日
電話：０３－３４８１－６５６６　　ＦＡＸ：０３－３４８１－１８７０
○記者説明会前々日まで及び翌日以降
電話：０６－６９４２－１１１３　　ＦＡＸ：０６－６９４６－７２８０